

日影規制とは

中高層建築物によって生ずる日影時間を制限し、日照を確保することで、周辺の居住環境を保護するものです。

対象区域、日照時間は建築基準法に基づき「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」で定められています。

対象となる区域・建物

羽村市内の対象区域は、原則として全ての住居系用途地域と近隣商業地域、準工業地域のうち「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」により指定する区域です。対象となる建物は高さが10mを超えるものです。ただし、第一種低層住居専用地域では、軒の高さが7mを超える建物または地階を除く階数が3以上の建物が対象となります。

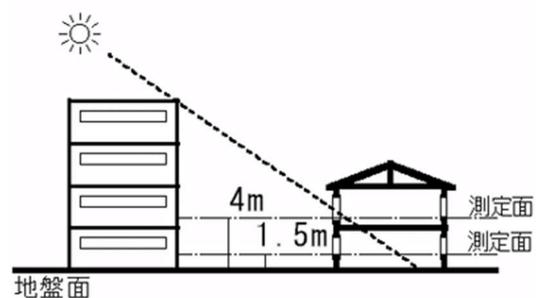
規制の基準となる日と時間帯

一年のうちで影の長くなる冬至日の真太陽時の午前8時から午後4時までの8時間が規制の対象時間となります。

日影時間を測る高さについて

日影規制の対象となるのは、実際の地面にできる日影ではなく、地面から一定の高さに設定された「測定面」に生じる日影です。

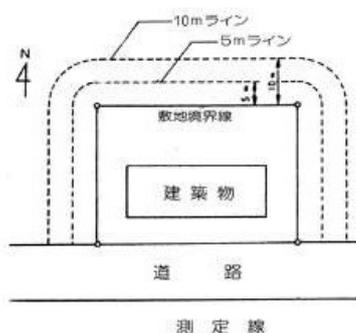
第一種低層住居専用地域では平均地盤面から1.5m(1階の窓に相当する高さ)、その他の地域では4m(2階の窓に相当する高さ)の高さの水平面に生ずる日影時間を測ります。



規制される範囲

敷地境界線の外側 5m から 10mの間とその外側でそれぞれ規制時間を設けており、その時間以上の日影を出してはいけません。

(敷地が道路に接する敷地境界線は、当該道路等の幅の 1/2 だけ外側にあるとみなします。)

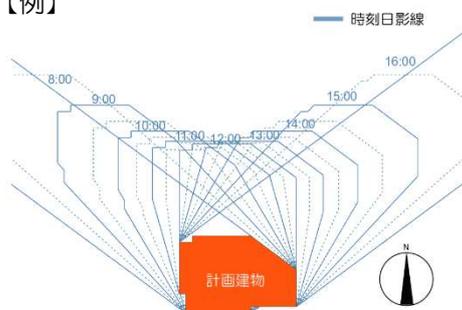


日影図と日影時間図

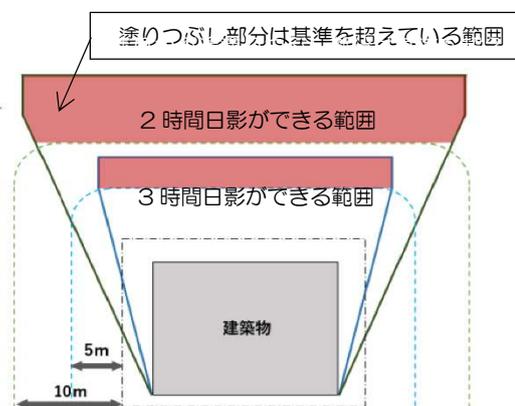
日影図とは各時間の影を描いたものです。これを「時間日影図」といい、日影の様子が読み取れます。この日影図をもとに日影時間が等しい点を結んだものを「等時間日影図」といいます。日影規制が規制値以内にあるかの判断は「時間日影図」、「等時間日影図」をもとに判断します。

例えば規制値が 3 時間・2 時間と指定されている場合、3 時間日影が 5m 範囲を、2 時間日影が 10m 範囲を超えてはいけません。

【例】



時間日影図



等時間日影図

※スポーツセンターの適用基準

羽村市スポーツセンターが所在する敷地は「第一種中高層住居専用地域」に指定されています。そのため、日影規制の基準は以下の通り定められています。

規制される日影時間 : 5mを超え 10m以内 3 時間以上
10mを超える範囲 2 時間以上
測定面 : 4m